

鳥取県あいサポート運動実施細則

(平成23年4月8日第201100004136号鳥取県福祉保健部障がい福祉課長制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、あいサポート運動実施要綱（平成23年4月1日付第201100000830号鳥取県福祉保健部長制定。以下「要綱」という。）第3条第2項、第6条第2項、第7条、第11条第2項及び第14条第2項の規定に基づき、鳥取県が実施するあいサポート運動に必要な事項を定めるものとする。

(あいサポートバッジ等交付申込書)

第2条 要綱第3条第2項に規定するあいサポートバッジ等交付申込書は、様式第1号のとおりとする。

(あいサポート企業等認定申請書)

第3条 要綱第6条第2項に規定するあいサポート企業等認定申請書は、様式第2号のとおりとする。

(あいサポート企業等認定変更届)

第4条 要綱第7条の規定によるあいサポート企業等の変更の届出は、様式第3号により行うものとする。

(あいサポーター研修申込書)

第5条 要綱第11条第2項に規定するあいサポーター研修申込書の標準的な様式は、様式第4号のとおりとする。

(あいサポートメッセージャーによるあいサポート研修の報告)

第6条 要綱第14条第2項の規定によるあいサポートメッセージャーが実施するあいサポート研修の報告書の標準的な様式は、様式第5号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成23年4月8日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この細則の適用前において使用していた様式については、当分の間、この細則によるものとして使用することができる。